

わかやま脱炭素アクション創出業務委託仕様書

1 目的

和歌山県（以下「県」という。）では、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向け、県民一人ひとりが、日々の暮らしの中で気候変動の現状や脱炭素の必要性に気づき、「自分ごと」として脱炭素に取り組むきっかけを作るため、環境配慮行動を促進する「わかやま脱炭素アクション創出事業」を実施する。

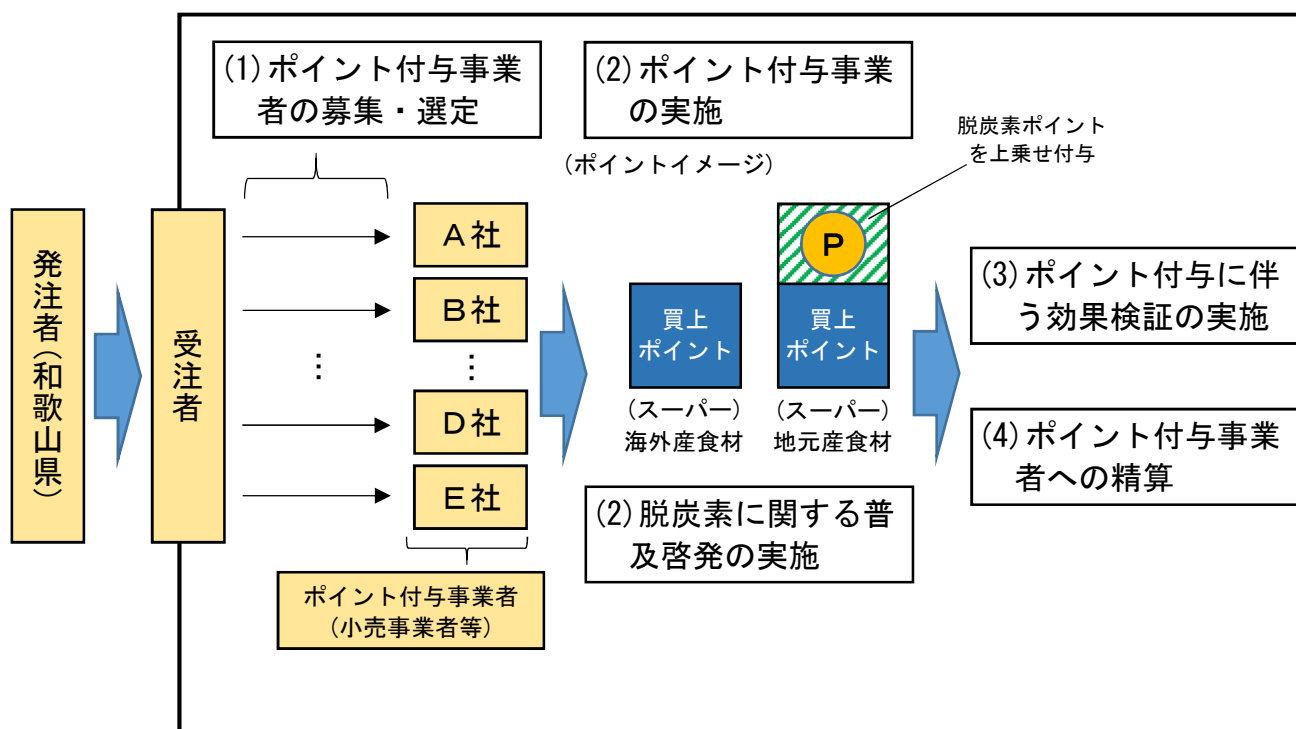
2 業務の内容

小売事業者等が現在運用しているポイントシステムを活用して、生産・流通・使用過程での温室効果ガス排出が少ない商品（サービスを含む）を購入した消費者に対して（仮称）脱炭素ポイントを上乘せ付与し、脱炭素に寄与する商品がポイント上乘せによりどの程度選択されたかという購買促進効果（以下、「購買促進効果」という。）や温室効果ガス削減効果等に関する評価・検証を行う。

実施にあたっては、脱炭素ポイントを付与する事業の効果的な周知や啓発キャンペーンを行うとともに、脱炭素に資する取組や消費行動等についての県民理解を促進する効果的な普及啓発も併せて行う。

脱炭素ポイントの県民への周知や、脱炭素に資する取組及び消費行動等についての県民理解を促進する普及啓発は、ポイント付与事業者の意見を踏まえ、検討すること。

【事業スキーム】



具体的には、以下の内容を実施するものとする。

(1) 脱炭素ポイントの付与を行う事業者の募集・選定

小売事業者等が現在運用しているポイントシステムを活用し、消費者に対して脱炭素ポイントの付与を行うとともにその効果検証に協力する事業者（以下、「ポイント付与事業者」※¹という。）について、公募を行い、選定すること。また、公募に当たっては多数の応募があるよう効果的に周知を行うこと。

※1 ポイント付与事業者の規模、店舗数、販売する対象商品（サービス）の価格帯が様々であるため、合計 800 万円のポイント原資充当金（後述 2 (4) 参照）の範囲内で、小売業者を中心に 5 者程度を定め、事業者を選定すること。事業者数については、(3) に定める効果検証を効果的に行えるようポイント充当金の配分を勘案しながら最適な事業者数とすること。

公募の際には少なくとも次の項目を含む計画案を提出させること。

- ・実施スケジュール
- ・対象商品とその環境負荷削減効果（定量的又は定性的に説明すること）
- ・想定売上高とポイント付与原資額
- ・広報計画
- ・対象商品売上データや消費者アンケート等の効果測定

また、選定にあたっては、ポイント付与に伴う購買促進効果や温室効果ガス削減効果の検証ができるように留意するとともに、県と協議の上で決定すること。

また、選定したポイント付与事業者との間で、計画案を基にポイント付与事業の具体的な実施方法について協議の上、消費者への広報に係る役割分担、効果測定のためのポイント付与事業者側から提供を受けるデータの内容やポイント原資充当金の支払いなどに関して書面により合意すること。合意する項目については、県と協議の上で定めるものとする。

(2) ポイント付与事業の実施及び脱炭素に関する普及啓発の実施

選定したポイント付与事業者と連携し、県域において概ね 3 か月程度、脱炭素に寄与する商品を購入した場合にポイント付与を行う。

ア ポイント付与事業の周知・PR

ポイント付与事業について、ポイント付与事業者と連携して、県民等消費者に対して効果的な周知や啓発キャンペーンを行うこと。

イ 脱炭素に関する普及啓発等

ポイント付与を行う際には、例えば、脱炭素性能の表示を行うなど脱炭素型の消費行動が促進されるよう工夫するとともに、脱炭素に資する取組や消費行動等についての県民理解を促進する効果的な普及啓発も合わせて行うこと。

また、県が県ホームページ等において、本事業にかかる内容を掲載する際に必要な各種データ等について提供すること。

ウ ポイント付与事業の実施に向けたポイント付与事業者との調整

ポイントを付与する商品、参考とするエコマーク等の認証制度、購入金額に対して付与するポイントの割合等のルールについて、(5)に示すポイント付与事業者との意見交換等を踏まえて、基本的なルールをとりまとめるとともに、具体的な実施方法については、個別にポイント付与事業者と調整して、円滑な事業実施に努めること。また、各ポイント付与事業者が可能な限り、同時期にポイント付与を開始できるよう調整すること。

さらに、ポイント付与事業者間で統一的に活用する啓発資材等を作成するなど、県民への周知効果を高める工夫を行うこと。

エ ポイント付与事業の実施期間中における現地確認等

ポイント付与を行う店舗に対して現地確認を行い、実施状況を確認するとともに、消費者の反応や現場における運営上の課題等についてもヒアリングを行い、改善対策を検討し、適用可能な対策についてはポイント付与を行う店舗にて実施すること。改善対策の検討に当たっては、必要に応じて意見交換の場を設置し活用すること。

(3) ポイント付与に伴う効果検証の実施（脱炭素ポイント制度に関するガイドライン(案)の作成を含む）

ア 効果検証の実施

購買促進効果や温室効果ガス削減効果の検証を行うこと。効果検証に当たっては、ポイント付与事業者に対して、必要な各種データの提供を求めるとともに、ヒアリングやアンケート等の調査を行うことにより効果を把握し、次年度以降のより効果的かつ持続的なポイント制度の構築を図る観点から情報を収集・整理するとともに、その結果から得られた課題に対する対策案や制度構築案を提案すること。また、少なくとも脱炭素、消費行動及び経営における各効果の3つの視点から分析すること。

イ 脱炭素ポイント制度に関するガイドライン(案)の作成

効果検証等の内容を踏まえ、ポイント付与の対象となる商品・サービスの考え方（判断基準）、ポイント付与に適した商品、業種・業態毎のポイント付与に伴う効果について掲載するとともに、ポイント付与事業者が工夫した効果的な取組や課題点をまとめた脱炭素ポイント制度に関するガイドライン(案)を作成すること。なお、ポイント付与の対象となる考え方（判断基準）には、脱炭素につながる視点にあわせて、環境負荷低減につながる視点にも留意して検討を進めること。また、作成に当たっては、次年度以降、他の事業者が活用しやすく、将来的に幅広い業種・業態の事業者がポイント付与を行う際に役立つ内容となるように配慮するとともに、電子システム以外（紙媒体など）の脱炭素ポイントの付与についても情報収集して整理すること。

(4) ポイント付与事業者への精算

ポイント付与事業者に対して、付与したポイント支払原資に相当する費用に応じて、(1)において定める協定に基づきポイント原資充当金（合計で 800 万円以内）を支払うこと。なお、ポイント付与事業者 1 者あたりに支払うポイント原資充当金は県と協議して定める金額とする。また、支払いに当たっては、付与対象品別の付与ポイントデータにより、ポイント付与が適切に行われたことを確認し、ポイント付与事業の実施期間中に県から実績を求められた場合は、付与ポイントデータを提供すること。

なお、県から受注者へのポイント原資充当金の支払いは、実績に応じて、精算払いにより行う。

(5) 意見交換の実施

受注者ポイント付与事業者からの意見を踏まえ、脱炭素ポイントの県民への周知方法や効果的かつ持続的な仕組み、及び脱炭素に資する取組や消費行動等についての県民理解を促進する効果的な普及啓発について検討すること。

また、必要に応じてポイント付与事業者による意見交換の場を設置すること。

(6) 業務進行予定の策定及び進行管理

上記(1)～(5)について、事業委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。詳細については、事業開始前に県と協議すること。

以下に県が想定しているスケジュール例を示すが、時期や内容等について、提案を制約するものではない。ただし、本仕様書で既に指定している内容に係る期間については遵守すること。

時期	内容
令和 7 年 6 月中旬	事業開始
令和 7 年 7 月上旬	ポイント付与事業者の募集開始 脱炭素に関する普及啓発の検討開始
令和 7 年 8 月上旬	ポイント付与事業者の選定
令和 7 年 8 月上旬～9 月下旬	ポイント付与事業者との事業実施に向けた調整 脱炭素に関する普及啓発の検討
令和 7 年 10 月～令和 7 年 12 月	ポイント付与事業の実施 脱炭素に関する普及啓発の実施
令和 8 年 1 月～	ポイント付与による効果検証 ポイント付与事業者への精算 ガイドライン（案）の作成
令和 8 年 3 月 21 日まで	成果物納品、事業終了

3 業務遂行に当たっての調整

本業務遂行のため、県と随時打合せを実施することとし、期日・場所等の詳細については、受注者と県とで協議して決定する。ただし、県の承諾を得た場合、web 会議や電話等による対応も可能とする。

4 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 21 日まで

5 実施計画書及び業務報告書の仕様等

(1) 実施計画書、業務報告書（本体、概要）及びガイドライン（案）

ア 紙媒体

製本済み冊子（A 4 判、カラー）

実施計画書：1 部、業務報告書：2 部、ガイドライン（案）：10 部

※使用する用紙については、再生上質紙とし、環境省が作成した「環境物品等の調達に関する基本方針」（最新の改訂版を参照）の「判断の基準」に基づいた調達等を実施すること。ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、県の実情を踏まえた場合に限り、代替品の納入を認める。

※環境物品等の調達に関する基本方針（環境省） 参照

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

イ 電子媒体

(ア) 電子媒体（CD-R 又は DVD-R）：1 式

(イ) 使用した統計資料・引用文献等の一覧を巻末に記載する。

※電子データ類は、編集が可能なファイル形式及び PDF 形式とすること。

※電子データ類の保存ファイルには、内容がわかるタイトルを付すこと。

(2) 提出期限

実施計画書、業務報告書及びガイドライン（案）の提出に当たっては事前に案を提示するものとする。

実施計画書：契約締結後 2 週間以内

業務報告書及びガイドライン（案）：令和 8 年 3 月 21 日

6 報告書の帰属

本委託業務により発生した成果物及びその著作権は、全て県に帰属するものとする。

著作者人格権及び著作隣接権が生じる場合についても、受注者は県の同意なくこれを行

使しないものとする。

7 その他

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない細部事項については、県と速やかに協議し、その指示に従うこととする。